

【債務負担行為】令和5～10年度戸籍システム更新事業 仕 様 書

1 業務概要等

(1) 業務名

【債務負担行為】令和5～10年度戸籍システム更新事業

(2) 業務目的

戸籍システム（以下、「システム」という。）更新において求める基本的事項を定め、現行システムからの正確なデータ移行と、将来性に優れる改善効果の高いクラウド型システムを構築し、市民等の利便性向上及び窓口業務の資質向上を図る。

(3) 業務範囲

- ア 現行システムから抽出した戸籍データの新規システムへの移行業務
- イ 新規システムソフトウェアの構築、導入・設定業務及び動作確認業務
- ウ 新規システムハードウェアの導入・設置業務、接続・設定業務及び動作確認業務
- エ 新規システムへの令和4年改正戸籍法施行に係る追加仕様の適用
- オ 新規システム稼働後5年間の保守・サポート

2 前提条件

(1) 市の概要

ア 人口等（令和5年2月28日現在）

住 基 人 口	14,357人
世 帯 数	5,219世帯
本 籍 人 口	21,905人
現 在 戸 籍	9,565戸籍

(2) システムに係る基本情報

ア 戸籍簿等件数（令和4年7月26日現在）

現 在 戸 籍 ・ 附 票	9,687戸籍	コードデータ
平成改製原戸籍・附票	11,868戸籍	イメージデータ
除籍・改製原戸籍	21,912戸籍	

イ 戸籍異動件数（令和4年度総数）

年 間 事 件 数	838件
新戸籍編製数	70件
全 部 除 籍 数	230件
記 載 不 要 届	0件

ウ システム環境

システム名	開発会社名	提供ベンダ
MICJET 戸籍	富士通株式会社	株式会社TKC

(3) システムの更新期間

契約日から令和6年3月31日までに稼働させること。

なお、具体的なスケジュールについても、別途協議の上で決定する。

3 システム更新に係る要求仕様

(1) 本業務における基本的要求仕様

ア 構築するシステム等は平成6年11月16日民二第7002号民事局通達第3「戸籍情報システムにより処理する事務の範囲」に規定されている事務及び本市が指定する戸籍関係事務全般を処理できるものとし、品質・安全性・納期等の観点から本市独自の独自開発（カスタマイズ）を要しない標準パッケージシステムとすること。

イ 機器構成は、事業継続、異常発生や故障対応、コストの観点からクラウド方式とすること。なお、サーバをデータセンターに設置するだけのハウジングは認めないものとする。

ウ 戸籍情報の漏えいを防止するため、ハードウェアの組立、運搬、設置、解体等を除く本受託業務（特にデータ移行作業）について、再委託する場合には事前に申出すること。

エ 受託者は、本受託業務に係る個人情報を本業務以外の用途に使用してはならない。

オ 受託者は、本受託業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。

カ 受託者は、財団法人日本品質保証機構の「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）」認定及び財団法人日本情報処理開発協会指定の「使用許諾取得事業所の認定（プライバシーマーク）」を受けていること。

キ セキュリティに関しては、リスク対策を行ったシステムを提供すること。

ク 提案するクラウド型システムは、クラウドセキュリティ認証である ISO27017 を取得すること。

ケ システムアプリケーション部分を除き、OS やデータベースソフト等ミドルウェアは、極力汎用性の高いものを使用すること。

コ クラウド方式は専用回線による接続やほかの自治体等がアクセスできない等の処置を構築し、サーバはデータセンターに設置すること。

サ 戸籍事務内連携に対応した戸籍システムであること。対象業務は「他の市区町村の副本記録情報参照業務」、「届書等情報の連携業務」、「広域交付等の業務」、「事件表送付業務」とする

シ クラウドサービスに利用する本庁舎とデータセンター間の回線は調達範囲に含めることとする。また、本市とデータセンターは専用線とし、IP-VPN などのセキュアな閉鎖網を利用指定接続すること。また、バックアップ回線（副回線）を用意すること。

(2) ハードウェアの構成

本市に設置するハードウェアについては、以下の条件を満たすこと。

ア ダウンリカバリサーバ

- (ア) クラウド及びデータセンターとのネットワーク障害が発生しても業務停止することなく、証明発行業務及び必要に応じて異動業務を引き継げる構成とすること。
- (イ) 無停電電源装置を使用すること。
- (ウ) 法務省所管の「戸籍情報システム標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）」にある機能を満たしていることに加え、本市と同規模程度の自治体との導入実績があること。
- (エ) OS は Windows Server 2019 又はその後継 OS とし、システム能力が十分に発揮できる CPU、メモリ、ハードディスクを有していること。
- (オ) 長期的な利用を考慮して、システムの稼働に必要な OS やミドルウェアは、原則として構築後 5 年間はメーカーのサポート期間内であるものを使用すること。
- (カ) サーバのハードディスクは RAID 構成とし、ディスク容量は年間新戸籍編製数や除籍数の増加及び法改正や機能強化によるシステム改修を推測し、向こう 5 年間安定的に運用できる容量にて構成すること。
- (キ) サーバにはウイルス対策ソフトを導入すること。
- (ク) サーバはラックマウントタイプとし、全てのサーバ等に加え、国の戸籍事務内連携サーバを一つのサーバラックに格納すること。

イ クライアント及びプリンタ等台数

設置場所及び台数は、以下のとおりとすること。

窓 口 名	クライアント	プリンタ	スキャナ
市民税務課	2 台	2 台	1 台

- (ア) クライアント全台に生体認証装置を設置する。
- (イ) イメージデータ取込み用として、日本産業規格 A 列 3 番に対応した規格のスキャナを設置すること。
- (ウ) クライアントの OS は Windows 10 以降とすること。
- (エ) クライアントのモニタは 19.0 インチ相当以上の液晶ディスプレイとすること。
- (オ) 人口動態の取込み用として CD-ROM、DVD-ROM 及び USB メモリ等へのデータの書込みが可能なドライブを有したクライアントを 1 台以上設置すること。

- (カ) プリンタはモノクロレーザプリンタとし、プリンタメモリについては 256MB 以上、28PPM 以上とし、標準給紙カセットに加え、拡張給紙ユニット（500 枚以上）を増設すること。
- (キ) 導入後 5 年分の定期交換部品の費用は保守費用の中に見込み、各種証明・関連帳票等はデータに基づいた内容が正確かつ確実に印刷されること。
- (ク) 機器等の設置に必要なハブや LAN ケーブル等をすべて見積に考慮すること。

(3) システム化の範囲（処理内容）

ア システム

機 能	数 量	仕 様 等
戸 籍 シ ス テ ム	一式	標準仕様書にあるシステム機能を満たしていること。
検 索 用 漢 字 変 換 辞 書	一式	正字・誤字・俗字等の分類の表示が可能な機能
除籍・改製原戸籍検索システム	一式	平成改製原戸籍、除籍・改製原戸籍のイメージ戸籍の検索が可能な機能
イメージ管理システム	一式	平成改製原戸籍、除籍・改製原戸籍のイメージ戸籍の管理が可能な機能
全 国 住 所 辞 書	一式	全国住所辞書の検索が可能な機能
先例通達検索システム	一式	戸籍に係る通達等の検索が可能な機能
住基ネット附票連携システム	一式	住基ネット経由で送信される附票記載事項通知データを附票情報更新に利用できる機能
アクセスログ管理システム	一式	操作、発行、記載等に係るログについて、過去 5 年間分の管理が可能な機能

イ その他附帯システム

- (ア) 人口動態、相続税法第 58 条通知、埋火葬許可証、各通知の管理ソフトを含むこと。
- (イ) 電子辞書、戸籍六法、先例通達、審査解説の参考ソフトを含むこと。
- (ウ) その他現在のシステムにて保有する全ての関連業務データ（犯歴など）。

ウ 他システムとのデータ連携

システム名	連携概要
住 基 ネット 連 携 シ ス テ ム (附票記載事項通知データ連携)	住基ネット経由で送信される附票記載事項通知データ等を活用し、システムの附票更新が可能であること。 データの受渡しは住基ネット CS 端末からネットワークを利用して行うものとする。
戸籍副本データ管理 シ ス テ ム	本市で管理している戸籍データ等を、法務省の管理する戸籍副本データ管理センターへ送信するために、システムから戸籍事務内連携サーバに自動的かつ正確に送信できる機能を有すること。 戸籍サーバから戸籍事務内連携サーバへのデータ転送は、ネットワーク連携方式で構築し、連携する上で必要な装置・機器等も考慮すること。
そ の 他	システムで使用する参照用法令データベース及び全国住所辞書データベース等のメンテナンスを原則年1回以上実施すること。 本市に提供するシステムは、常に最新のバージョン状態を維持するとともに、概ね構築後5年間は本市の戸籍業務量の増加に対応できる性能を持つこと。 サーバ運用における負荷軽減のため、メンテナンスを統合的に行えるツールを有し、市民税務課設置の戸籍クライアントから操作可能なこと。

(4) データセンター

ア センターに求める要件

戸籍アプリケーション及び戸籍データを保有するデータセンターは、日本データセンター協会が日本国内向けに定める Tier3 相当以上のデータセンターを採用し、JISQ27001 及び ISO/IEC27001 に基づいたクラウドサービスに対応した情報セキュリティ ISO 認証を取得しているとともに、以下の要件を備えること。

項 目	基 本 要 件
立 地 条 件	・利用するデータセンターは国内に設置されていること。 ・第三者機関において、最高ランクの PML 評価を取得していること。
建 物 構 造	・強固な岩盤への直接基礎施工であること。 ・免震構造であること。 ・活断層直下に立地していないこと。

設 備	・異なる変電所からの専用線受電ができること。 ・非常用発電機及び専用燃料タンクを保有していること。 ・設置機器の増加等に係る発熱量の増加に対応し、サーバ設置専用室の温湿度を適切に調整する十分な容量の空調設備が確保されていること。
セ キュ リ テ ィ	・IDカード、生体認証及び有人監視でのセキュリティ対策を施していること。 ・出入口及び室内は、監視カメラによる24時間常時監視がなされていること。 ・IDカードごとの入室制限を設けており、入退室資格の識別、記録及び保管を行っていること。
火 災 対 策	・高感度火災検知システム導入または、煙感知器と熱感知器を併用した自動火災報知設備が設置されていること。 ・火災発生時の消火方法は、水による消火方式を避け、人体への影響が少ない新ガス系消火設備を設置していること。

イ サーバに求める要件

- (ア) サービスを提供するためのサーバは物理的にシステムにて専有されていること。
- (イ) システム専有サーバは、二重化がされており、片系サーバ障害時もシステムの停止時間が最小限かつ自動復旧し利用再開が可能な機能を有していること。
- (ウ) サーバ機能が停止した場合、即座に検知できる仕組みがあり、応急対応できること。

ウ クラウドサービスバックアップ要件

- (ア) システム環境及びデータベースのバックアップを行うこと。
- (イ) 戸籍データは、次期システムベンダが戸籍アプリケーション及びデータを保有するデータセンターとは別のセンターに、戸籍データのバックアップを保有していること。
- (ウ) クラウド上に保管される戸籍データは、二世代以上のバックアップを保有していること。

エ クラウド運用保守に求める要件

- (ア) データセンター内に監視システムを導入し、保守センターにて遠隔で障害検知を行う仕組みを構築すること。
- (イ) 障害検知時は第一報として速やかにメールにて発報されること。

(5) サポート体制

ア コールセンター

- (ア) 本市からの各種問合せやシステム障害発生時の対応等について、本市に対してシステムの一元的な保守サポート等ができる様に、戸籍事務専用の問合せ窓口（コールセンター等）を設置していること。

- (イ) コールセンターの通信形態はフリーダイヤルとし、通信経費はコールセンターの負担（受託者側の負担）とすること。
- (ウ) システム障害発生時や操作方法問合せ、運用相談等の際に、本市が事前にその範囲や原因を切り分ける必要がないよう、本市職員からのすべての問合せに対して一次受付が可能なコールセンターの窓口を設置すること。
- (エ) 本市からの連絡後は、コールセンターから直接、適切なハード保守会社や担当者等に指示し、その対応に当たること。

イ 運用支援

- (ア) 稼働当初の操作研修は、受託者が実施すること。
- (イ) 法務省「民二 7001 号依命通達」に基づき点検ならびに報告を行うこと。
- (ウ) 本市からの再研修依頼を受けたときは、速やかに対応すること。
- (エ) 人事異動があった際はスムーズに業務が行えるよう学習用ツールとして CD-ROM やテキスト等を用意すること。
- (オ) 他市区町村で運用上新たに発生した文字について、即時本市へ提供できること。

ウ ハードウェアの保守体制

- (ア) 受託者が調達したハードウェアすべてに対し、運用開始後 5 年間の安定した保守サービスが受けられること。
- (イ) 障害発生時の保守対応は、原則即日オンサイト対応とすること。
ただし、障害発生の時間帯や本市戸籍事務への影響度合い等により翌日対応を可とする場合もある。
- (ウ) 原則年 1 回以上の定期点検保守を実施すること。
- (エ) 保守作業を実施する場合は、実施前に本市職員の承諾を得て保守を行い、実施後は作業報告書を提出すること。

エ ソフトウェアの保守体制

- (ア) 障害発生時の保守対応は、原則即日オンサイト対応とすること。
ただし、障害発生時間帯や本市戸籍事務への影響度合い等により翌日対応を可とする場合もある。
- (イ) 原則年 1 回以上の定期点検保守を実施すること。
- (ウ) 保守作業を実施する場合は、実施前に本市職員の承諾を得て保守を行い、実施後は作業報告書を提出すること。
- (エ) 受託者が納品した FAT クライアントについては、OS セキュリティパッチの適用やウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的実施すること。
- (オ) データセンターの稼働状況等が本市職員でもわかるよう、以下の内容を備えたポータルサイトを準備すること。
 - a ハードウェアやソフトウェアの障害の有無や状況を確認できること。
 - b 稼働状態のログ収集及び分析ができること。
 - c 日次運用（バックアップ状況）の確認ができること。
 - d 計画停電等による監視通知停止申請ができること。

(6) 機能強化・法改正対応

ア システムの機能強化

- (ア) バージョンアップは原則年1回以上必ず実施し、追加費用等なく対応すること。
- (イ) バージョンアップを実施した場合は、本市職員に対してシステムの操作研修を行うとともに操作マニュアルを提出すること。

イ システムの法改正対応

- (ア) 法改正・制度改正に係る対応は、規模の大小や回数にかかわらず必ず実施すること。
- (イ) 法改正等に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や、国や県からの補助金交付の対象となる改修を除き、原則システム保守の内で対応することで追加費用が発生しないものとする。
- (ウ) 法改正等の対応を実施した場合は、本市職員に対してシステムの操作研修を行うとともに操作マニュアルを提出すること。

(7) 戸籍データ移行

ア 移行対象データの範囲

現在戸籍・附票	コードデータ
電算化後の除籍	
現行システム稼働後の受付データ	
平成改製原戸籍・附票	イメージデータ 及び見出しデータ
除籍・改製原戸籍	

イ データ移行及び変換作業

- (ア) データ移行及びデータ変換実施計画書の作成
移行実施体制と役割、詳細な作業内容及び作業スケジュールを作成の上で各作業を実施すること。
- (イ) データ移行方法
 - a 新規システムの納期や品質を適切に確保するために、新規システムの特性等に応じた移行方法に基づき移行を行うこと。
 - b 新規システム移行時には、現行システムを運用し、新規システムの本番稼働後は、現行システムの運用を停止する。
 - c データ移行に当たり、必要に応じて移行プログラムの開発を行い、移行リハーサル（移行データの検証、移行時間の測定等）を実施後、データ移行を実施し移行結果の検証を行うこと。
- (ウ) データ移行作業
 - a 現行システムからの移行レイアウトは、新規システム決定後に別途協議の上で決定する。
 - b 現行システムで管理している戸籍データ等を、正確にもれなく新規システムに移行し搭載すること。
 - c 現行システムで管理している受付ファイルを、新規システムにおいても受付検索ができるようにすること。
 - d 現行システムで管理している除籍・改製原戸籍データのイメージデータ及び索引データ（見出しデータ）を、正確にもれなく新規システムに移行すること。

- e 現行システムで管理している除籍・改製原戸籍データの索引データ（見出しデータ）に関しては、正確な関連戸籍検索ができるよう、イメージデータを元に全件見直しを実施すること。
- f 新規システムへ移行したすべての戸籍データ等について、責任をもってデータ照合すること。
- (エ) 文字同定作業
 - a 現行システムで使用している文字から変更がある場合は、同定作業を実施して文字リストを提出すること。
 - b 本業務において、字体等の疑義が生じた場合は、速やかに本市の確認を得た上で処理を行うこと。
- (オ) 戸籍異動滞留分の並行入力処理
 - a 作業開始から稼働までの戸籍異動滞留分の並行入力処理が必要となる場合に対応すること。
 - b 並行入力処理では、届書入力から複眼による照合まで行うこと。
 - c 操作研修を兼ねた職員による並行入力処理は行わない。

ウ 戸籍データ等の保管

- (ア) 受託者は、本市より借用したデータについて、漏えい、紛失及び盗難等がないよう、耐火構造のある、施錠可能な保管庫で厳重に管理すること。
- (イ) 保管庫の管理においては、受託者において管理責任者を配置し、その者が施錠等一切の管理すること。

エ 戸籍データ等の授受及び搬送

- (ア) 受託者は、戸籍データの授受に従事する者を指定し、当該戸籍データ等の授受に際しては、都度本市に対し預かり証を提出すること。
- (イ) 受託者は、本業務に係る個人情報等を搬送する場合には、施錠できるケースに収納し、事故防止措置を講じた上で搬送しなければならない。
また、万が一の盗難や紛失事故等に備え、搬送用ケースには追跡可能な対策を講じること。

(8) 導入支援等

ア 認容書類

管轄法務局への提出書類等（認容書類）について助言等の支援を行うこと。

イ 操作研修

- (ア) 操作研修スケジュールは、本市業務の繁忙を避けた最適なスケジュールを提案し、スケジュール及び内容を示すこと。
- (イ) 新規システム稼働前に、本市市民税務課等において本システムを使用する職員全員に対して操作研修を実施すること。
- (ウ) 新規システムでの運用開始までは、本市職員のシステム操作は不可とし、操作研修に用いる機材は、別途操作研修用の機材を受託者にて準備して実施すること。
- (エ) システム稼働前2週間、稼働後1週間は本市市民税務課内に常駐すること。

ウ マニュアル

システム管理者向け及びシステム操作者向けの各操作マニュアルについて、書面及び電子データで提出すること。

4 納品物

本市への納品物は、次のとおりとする。

納品物	内 容
業務実施計画書	業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール及び管理方法等をまとめたもの。
基本設計書	要件を実現するために実装すべき機能や基礎的な事項等についてまとめたもの（ネットワーク設計、機能設計、セキュリティ設計、運用設計を含む。）。
詳細設計書	基本設計書で定められた内容を実現するため、それをどう実現するかを具体的に定めたもの並びに各機器へ設定するパラメタ等の設定根拠及び設定ルール等技術的な事項をまとめたもの。
外字一覧表	新規システムに搭載している外字の一覧表。
文字同定表	搭載文字旧システム文字との同定結果一覧。
操作手順書	本市担当者及びシステム管理者用の操作手順書並びに運用マニュアルをまとめたもの。

5 その他業務遂行上の注意点

(1) 守秘義務

受託者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならない。

(2) 再委託の制限

戸籍情報の漏洩を防止するため、受託者は本業務（とくにデータ移行作業）を第三者に再委託してはならない。

ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を本市に届け出て、本市の承認を得なければならない。

また、再委託を受けた者に対しても本仕様書の内容を厳守させなければならない。

(3) データの複製禁止

受託者は、本業務に係る個人情報を本市の許可なく複写及び複製してはならない。

ただし、本市の許可を受けて複写した場合は、本業務の終了後、本市の指示を受けた後、直ちに複写した個人情報 を消去し、再生・再利用ができない状態にしなければならない。

(4) データの目的外使用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本業務に係る個人情報を本業務以外の用途に使用してはならない。

また、本業務に係る個人情報を第三者に提供及び譲渡してはならない。

(5) 品質の確保

成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすとともに、業務遂行上問題ない品質を確保すること。

なお、品質が十分に確保されない場合は、改善要求の指示を行うことがある。

(6) 事故発生時における報告義務

受託者は、事故が生じた時は直ちに本市に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により本市へ報告し、本市の指示に従い事故の解決に努めなければならない。

(7) その他

本仕様書に定めていない事項については、本市と受託業者で協議の上、対応を決定する。

なお、令和元年6月19日付け府番第34号、総官参第14号により内閣府、総務省及び法務省から通知されている「戸籍法の一部を改正する法律による行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正について」の内容に則し、令和元年5月31日に公布された「戸籍法の一部を改正する法律」に係るシステムの改修に対応したシステムとし、履行期間中の法改正対応やバージョンアップを実施し動作確認及び稼働テストを完了していること。